

勤労青少年ホーム跡地活用事業 基本方針（案）

1. 趣旨

高浜市では「公共施設総合管理計画（平成27年度）」において、今後の社会情勢や景気の動向を考慮すると、さらに厳しい財政状況が見込まれることから、施設の総量圧縮により生じた未利用資産については、資産の売却や貸付などの方法について検討するとしている。

このなかで、勤労青少年ホームについては、他施設へ機能移転等を行い、跡地については、プール等を含むスポーツの拠点となる施設を民間業者が整備することとしている。

これは、以下3つの目的に基づき行うものである。

- (1) 市民がスポーツに親しむことのできる新たな拠点をつくることで、スポーツ振興を図り、市民の健康増進や市民交流の場を充実させること。
- (2) 「高浜小学校等整備事業基本計画（平成28年2月）」において、高浜小学校の建替えを機に、水泳指導は民間施設で行うこととしており、学校プール機能を有する民間施設を活用した新たな水泳指導の取組みを進めていくこと。
- (3) 民間のノウハウを活用して、可能な限り財政負担を軽減すること。

2. 本事業条件

(1) 敷地概要

現況：高浜市勤労青少年ホーム

所在地：高浜市論地町五丁目6番地4

敷地面積：8,974.17 m²（平成27年の財産台帳面積）

平成28年度に実施する測量結果を募集要項時に提示する。

用途地域：準工業地域

建ぺい率： 60%

容積率： 200%

(2) 本敷地活用に求める施設

- ・屋内温水プール、テニスコートを備えるスポーツ施設
*その他の施設は、事業者の提案による。

(3) 市の要望事項

- ・小中学校のプール利用（水泳指導、夏休みの水泳指導）と、そのためのバスの送り迎え。
- ・テニスコートは、当分の間、現状の利用に近い形で利用できることが望ましい。

3. 事業手法

(1) 事業方式

- 市は事業者に土地を貸付け、事業者が施設整備、維持管理・運営を行う。
- 事業を長期的に安定させるため、公序良俗に反しない収益事業を認める。

(2) 事業期間

平成31年度より20年間

(3) 事業者選定方法

- 民間事業者による金融能力、建物・レイアウト等の企画、スポーツ施設等の運営能力に期待し、広範囲な民間提案を受け付けるプロポーザル方式を採用する。
- 選定委員会により、市の要望を満たす提案の中から、提案内容と市が支払う委託料を評価し、優先交渉権者を選定する。

4. スケジュール

- 平成29年5月 実施方針公表
- 平成29年7月 事業者公募
- 平成29年12月 事業者選定・決定
- 平成30年3月 事業契約締結
- 平成30年4月～平成31年3月 設計・工事
- 平成31年4月 供用開始